

## 大分県報

令和五年  
三月一日  
号外（三）

（水曜日）

## 目次

## 告示

航空従事者技能証明限定変更資格取得訓練業務委託人札参加資格審査規程等の廃止……………  
警察本部告示

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等に関する告示の一部改正……………  
警察本部訓令

大分県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令の一部改正……………三

## 〇告示

## 大分県告示第九十四号

次に掲げる告示は、廃止する。

令和五年三月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

航空従事者技能証明限定変更資格取得訓練業務委託人札参加資格審査規程（平成二十年大分県告示第四百二十七号）

航空従事者技能証明業務範囲変更資格取得訓練業務委託人札参加資格審査規程（平成二十年大分県告示第四百四十四号）

## 附則

この告示は、公示の日から施行する。

## 〇警察本部告示

## 大分県警察本部告示第9号

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等に関する告示（令和4年大分県警察本部告示第48号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月1日

大分県警察本部長 種 田 英 明

4(1)を次のように改める。

(1) 規則第4条第4項ただし書及び第5項ただし書に規定する措置は、次に掲げる措置とする。

ア 別表第2の左欄に掲げる法令等の同表の右欄に掲げる規定に基づき申請等を行う場合において、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分（以下「申請部分」という。）をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であつて、申請等を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの（以下「ワンタイムURL」という。）を受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する措置

イ 別表第3の左欄に掲げる法令等の同表の右欄に掲げる規定に基づき申請等を行う場合において、あらかじめ付与された識別符号及び暗証符号を用いて申請部分に接続する措置

4(2)中「別表第2」を「別表第4」に改める。  
別表第1中

自動車運転代行業の適正化に関する法律（平成13年法律57号）	第8条第1項	令和5年1月4日
--------------------------------	--------	----------

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律57号）	第8条第1項	令和5年1月4日
-----------------------------------	--------	----------

遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）	第26条	令和5年3月1日
	第28条第2項及び第3項	令和5年3月1日

	(第1号イ及び第2号イを除く。)	
	第31条第1項	令和5年3月1日
	第32条	令和5年3月1日
	第33条第1項	令和5年3月1日
	第41条	令和5年3月1日

改める。

別表第2中「(昭和58年総理府令第1号)」を削り、同表の次に次の2表を加える。

**別表第3**

法令等	規定	適用年月日
遺失物法施行規則	第26条	令和5年3月1日
	第28条第2項及び第3項(第1号イ及び第2号イを除く。)	令和5年3月1日
	第31条第1項	令和5年3月1日
	第32条	令和5年3月1日
	第33条第1項	令和5年3月1日
	第41条	令和5年3月1日

**別表第4**

法令等	規定	適用年月日
道路交通法	第74条の3第5項	令和4年1月4日
	第78条第1項	令和3年6月1日
	第78条第4項	令和3年6月1日
	第78条第5項	令和3年6月1日
	第5条第1項	令和4年1月4日
道路交通法施行規則	第8条第1項	令和4年1月4日
	第8条の5第1項	令和5年1月4日

大分県道路交通法施行細則	第8条第3項	令和4年1月4日	
	第15条第4項	令和4年1月4日	
警備業法	第9条(警備業者が、その主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内で警備業務(警備業法施行規則第14条に掲げる警備業務を除く。)を行おうとするときの届出に限る。)		
	第10条第1項	令和4年1月4日	
	第16条第2項	令和3年6月1日	
	第16条第3項において準用する第11条第1項	令和3年6月1日	
	第17条第2項において準用する第16条第2項	令和4年1月4日	
	第17条第2項において準用する第11条第1項	令和4年1月4日	
	第17条第1項	令和3年6月1日	
	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則	第17条第1項	令和3年6月1日
	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	第8条第1項	令和5年1月4日
	遺失物法施行規則	第26条	令和5年3月1日
	第28条第2項及び第3項(第1号イ及び第2号イを除く。)	令和5年3月1日	
	第31条第1項	令和5年3月1日	
	第32条	令和5年3月1日	
	第33条第1項	令和5年3月1日	
	第41条	令和5年3月1日	
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律	第10条第3項	令和4年1月4日	

附 則  
この告示は、公布の日から施行する。

## ○編 察 本 部 訓 令

### 大分県警察本部訓令第3号

警 察 本 部  
警 察 学 校  
警 察 署

大分県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令（平成19年大分県警察本部訓令第34号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月1日

大分県警察本部長 種 田 英 明

第4条第1項中「（以下「提出物件」という。）」を削り、「当該提出物件」を「当該物件」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 第1項の規定による報告及び照会の方法等については、別に定める。

第4条第4項中「提出物件を、」を「提出を受けた物件を、」に改め、同項ただし書中「提出物件」を「当該物件」に改め、同条第5項第1号ただし書中「よりかたい」を「より難い」に改め、同条第7項中「当該施設」の次に「の所在地」を加える。

第6条の見出しを「（受理番号等を記載した書面等の作成）」に改め、同条第1項中「拾得物件一覧簿（規則別記様式第3号）の記載」を「書面又は電磁的記録の作成」に、「交番等」を「交番等」に、「又は」を「、又は」に改め、同条第2項中「特例施設占有者保管物件一覧簿（規則別記様式第4号）の記載」を「書面又は電磁的記録の作成」に、「法第17条」を「法第17条前段」に改め、「届出」の次に「（以下単に「届出」という。）」を加える。

第7条中「き損」を「毀損」に改める。

第9条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による報告及び照会の方法等については、別に定める。

第9条第3項中「別記様式第5号」を「別記様式第3号」に改める。

第11条の見出し中「遺失届一覧簿」を「遺失届の有無」に改め、同条第1項中「提出物件」を「提出を受けた物件」に、「遺失届一覧簿（第2号様式）」における該当する遺失届に係る記載」を「別に定めるところにより、遺失届」に改め、同条第2項中「、前項」を「前

項」に、「拾得物件一覧簿若しくは特例施設占有者保管物件一覧簿の記載」を「規則第4条第1項又は第2項の規定による書面又は電磁的記録の作成」に改め、同条第3項中「、提出物件」を「、警察署又は交番等で提出を受けた物件（以下「提出物件」という。）」に、「別記様式第13号」を「別記様式第11号」に、「と当該」を「と当該遺失届に係る」に改める。

第12条の見出し中「遺失物管理システム」を「共通基盤遺失物システム」に改め、同条第1項中「法第17条の規定による」を削り、「遺失物管理システム」を「警察共通基盤システムによる遺失物等情報管理業務」に改め、同条第3項中「に当該」の次に「遺失届に係る」を加える。

第13条の見出し中「拾得物件一覧簿」を「拾得物件の有無」に改め、同条第1項中「拾得物件一覧簿及び特例施設占有者保管物件一覧簿における該当する」を「別に定めるところにより、」に改め、「に係る記載」を削り、同条第2項中「、前項」を「前項」に、「遺失届一覧簿の記載」を「規則第5条第2項の規定による書面又は電磁的記録の作成」に改め、同条第3項中「法第17条の規定による」を削り、「、当該」の次に「遺失届に係る」を、「と当該」の次に「提出に係る」を加える。

第14条の見出し中「遺失物管理システム」を「共通基盤遺失物システム」に改め、同条第3項中「法第17条の規定による」を削り、「に当該」の次に「遺失届に係る」を加える。

第15条第1項中「第3号様式」を「第2号様式」に改め、同条第2項中「ものに該当する」を削り、同条第4項中「類するもの」を「類する物」に改め、同条第6項中「後」を「物件について、」に、「提出物件」を「当該物件」に改め、同条第7項中「提出物件」を「交番等において提出を受けた物件」に改める。

第16条第1項ただし書中「提出物件」を「交番等において提出を受けた物件」に、「き損する」を「毀損する」に改め、同条第2項中「第4号様式」を「第3号様式」に、「なお」を「この場合において」に改める。

第18条の2第1項中「第2条」を「第2条第1項」に、「第5号様式」を「第4号様式」に改め、同条第2項中「提出」を「規定による提出」に改める。

第19条第1項中「第6号様式」を「第5号様式」に、「なお」を「この場合において」に改め、同条第2項中「第7号様式」を「第6号様式」に、「なお」を「この場合において」に改め、同条第3項中「所有権取得通知書（第8号様式）」を「権利取得通知書（第7号様式）」に、「有さない拾得者又は」を「有さない拾得者若しくは」に、「第9号様式」を「第8号様式」に、「所有権取得通知書、」を「権利取得通知書若しくは」に、「なお」を「この場合において」に改める。

第20条第1項中「別記様式第10号」を「別記様式第8号」に改め、同条第2項第2号ただし書中「の申出」を「に規定する申出」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項第2号の小切手の振出し等については、別に定める。  
第21条第1項を次のように改める。

警察署長は、法第37条の規定により県に帰属した物件については、帰属調書（保管金）（第9号様式）及び帰属調書（保管物品）（第10号様式）を作成し、大分県会計規則第2条第2号に規定するかいの長に引き渡すものとする。  
第21条に次の1項を加える。

3 前2項に定めるもののほか、県帰属の処理に関し必要な事項は、別に定める。  
第22条中「拾得物件出納簿」を「保管金・保管物品出納簿」に改める。

第23条第1項中「保管物件」を「提出物件」に改める。  
第24条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第25条中「拾得物件出納簿を締め切り」を「保管金・保管物品出納簿を締め切り」に、「遺失物引継書」を「事務引継書」に改める。

第1号様式中「第4条」の次に「第9条」を加える。  
第2号様式を削り、第3号様式を第2号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式（第16条関係）

年 月 日  
(受理番号 )

様

県 警察署長

拾得物件処分通知書

あなたから提出（交付）のあった下記の下記の拾得物件は、法定期間満了まで現品のまま保管することが困難です。遺失物法第10条の規定により処分することとなりましたので通知いたします。

1 提出（交付）日 年 月 日  
2 拾得物件 ( )

◎ お問い合わせ先

警察署会計課

所在地  
電話番号  
受付時間

様

第4号様式を削り、第5号様式を第4号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第5号様式 (その1) (第19条関係)

(拾得者等費用・報労金有権かつ氏名等告知同意)

様

年 月 日  
(受理番号 )

警察署長

遺失物確認通知書

あなたのものでと思われる下記の物件を拾得物件として保管していますので、下記警察署までご連絡の上、確認に来てください。  
なお、下記の期間満期日まであなたのものと確認できなかった場合は、この物件の所有権を失うこととなります。

拾得物件： ( )

保管期間満期日： 年 月 日

この物件を拾得した拾得者は当該施設の占有者を含みません。以下「拾得者等」といいます。(☑が入っているものを遺失者に請求する権利を有します。あなたが返還を受ける場合は、その費用を拾得者等に支払う義務があります。)

この物件の提出、交付及び保管に要した費用 (遺失物法第27条)

報労金 (遺失物法第28条。物件価格の5%から20%までの額 (施設内で拾得された物件については、返還する際には、占有者それぞれのこの2分の1))

また、あなたに、返還する際には、上記の履行のため、あなたの氏名、住所等を告知します。あなたに、拾得者等からの求めに応じ、遺失者として返還を受けないときは、上記の支払義務を免れ返すことができます。 (遺失物法第31条) ほか、氏名、住所等のお知らせは、上記の通知書  
・ 住所、氏名等を確認できる身分証明書 (運転免許証、健康保険の被保険者証等)  
ご不明な点は、下記等を知てお問い合わせください。

◎ お問い合わせ先 警察署会計課  
所在地 電話番号 受付時間

様

第5号様式（その2）（第19条関係）

（拾得者等費用・報労金失乗権かつ氏名等告知不同意）

年 月 日  
（受理番号）

様

県 警察署長

遺失物確認通知書

あなたのもと思われる下記の物件を拾得物件として保管していますので、下記警察署までご連絡の上、確認に来てください。

なお、下記の保管期間満期日までにあなたのもので確認できなかった場合は、この物件の所有権を失うこととなります。

- ・ 拾得物件：（ ）
  - ・ 保管期間満期日： 年 月 日
- 物件の返還を受けるときは、次のものが必要になりますのであらかじめご了承ください。
- ・ この通知書
  - ・ 住所、氏名等を確認できる身分証明書（運転免許証、健康保険の被保険者証等）

ご不明な点は、下記宛てにお問い合わせください。

◎ お問い合わせ先

警察署会計課

所在地  
電話番号  
受付時間

様

第5号様式（その3）（第19条関係）

（拾得者等費用・報労金失乗権かつ氏名等告知同意）

年 月 日  
（受理番号）

様

県 警察署長

遺失物確認通知書

あなたのもと思われる下記の物件を拾得物件として保管していますので、下記警察署までご連絡の上、確認に来てください。

なお、下記の保管期間満期日までにあなたのもので確認できなかった場合は、この物件の所有権を失うこととなります。

- ・ 拾得物件： 保管期間満期日： 年 月 日
- この物件を拾得した拾得者（施設内での拾得の場合は当該施設の占有者を含みます。以下「拾得者等」といいます。）は、遺失者に対して拾得者等の氏名、住所等を告知することにご同意されていることから、あなたのもので確認され、あなたが発見者として返還を受けるときは、拾得者等の氏名、住所等の告知を求めらることを確認します。

また、拾得者等からの求めに応じ、遺失者であるあなたの氏名、住所等を告知します。住所またし、遺失物に関する権利を放棄し、遺失者として返還を受けないときは、氏名、住所等の告知はされません。

物件の返還を受けるときは、次のものが必要になりますのであらかじめご了承ください。

- ・ この通知書
- ・ 住所、氏名等を確認できる身分証明書（運転免許証、健康保険の被保険者証等）

ご不明な点は、下記宛てにお問い合わせください。

◎ お問い合わせ先

警察署会計課

所在地  
電話番号  
受付時間

様

第5号様式 (その4) (第19条関係)

(拾得者等費用・報労金失棄権かつ氏名等告知留保)

年 月 日  
(受理番号 )

様

遺失物確認通知書

県 警察署長

あなたのものでと思われる下記の物件を拾得物件として保管していますので、下記警察署までご連絡の上、確認に来てください。なお、確認できなかつた場合は、この物件の所有権を失うこととなります。

・ 拾得物件： 年 月 日  
保管期間満期日： 年 月 日  
この物件があなたのもので確認され、あなたが遺失者として返還を受けるとき、この物件を拾得した拾得者(施設内の拾得の場合)は当該施設の占有者を告みます。以下「拾得者等」といいます。(遺失者が、遺失者に對して拾得の告知を求めるときに同意した場合は、あなたが拾得に對する氏名、住所等の告知を求めるときに同意した拾得者等から、遺失者であるあなたが氏名、住所等を告知します。するに同意しなかつたとき及びあなたが遺失物に對する権利を放棄し、遺失者として返還を受けないときは、氏名、住所等の告知はされません。

物件の返還を受けるときは、次のものが必要になりますのであらかじめご了承ください。  
・ この通知書  
・ 住所、氏名等を確認できる身分証明書(運転免許証、健康保険の被保険者証等)

ご不明な点は、下記宛てにお問い合わせください。

◎ お問い合わせ先 警察署会計課

所在地  
電話番号  
受付時間

-----

様

第6号様式から第13号様式までを次のように改める。

第6号様式（その1）（第19条関係）

（費用、報労金有権かつ氏名等告知同意）

（受理番号） 年 月 日  
様

県 警察署長

拾得物件返還通知書

あなたから提出（交付）のあった下記の拾得物件は、遺失者が判明し、返還いたしました。ご協力ありがとうございました。なお、遺失物の規定により、あなたには次の費用等を遺失者に請求する権利があります。費用等については遺失者と話し合いをしてみてください。拾得物件の提出、交付及び保管に要した費用（遺失物法第27条）  
 報労金（遺失物法第28条。物件価額の5%から20%までの額（施設内で拾得された物件については、拾得者と施設占有者にそれぞれこの2分の1））

なお、物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができませんのでご注意ください。

- 1 提出（交付）日 年 月 日
- 2 拾得物件 ( )
- 3 返還日 年 月 日
- 4 遺失者 氏名

住所

氏名

連絡先

◎ お問い合わせ先

警察署会計課

所在地  
電話番号  
受付時間

※ 既に遺失者との話し合いがなされている場合は、通知書が行き違いになりましたこと、ご容赦ください。

様

第6号様式（その2）（第19条関係）

（費用、報労金有権かつ氏名等告知同意）

（受理番号） 年 月 日  
様

県 警察署長

拾得物件返還通知書

あなたから提出（交付）のあった下記の拾得物件は、遺失者が判明し、返還いたしました。ご協力ありがとうございました。なお、遺失物の規定により、あなたには次の費用等を遺失者に請求する権利があります。費用等については遺失者と話し合いをしてみてください。拾得物件の提出、交付及び保管に要した費用（遺失物法第27条）  
 報労金（遺失物法第28条。物件価額の5%から20%までの額（施設内で拾得された物件については、拾得者と施設占有者にそれぞれこの2分の1））

遺失者から連絡があった場合は、支払いについて話し合いをしてみてください（連絡がないときは、下記お問い合わせ先までご連絡ください）。月を経過したときは、請求することができませんのでご注意ください。

- 1 提出（交付）日 年 月 日
- 2 拾得物件 ( )
- 3 返還日 年 月 日

◎ お問い合わせ先

警察署会計課

所在地  
電話番号  
受付時間

※ 既に遺失者との話し合いがなされている場合は、通知書が行き違いになりましたこと、ご容赦ください。

様



第6号様式 (その3) (第19条関係)

(費用、報労金有権 (又は留保) かつ氏名等告知留保)

年 月 日  
(受理番号 )

様

県 警察署長

拾得物件返還通知書

あなたから提出 (交付) のあった下記の拾得物件は、遺失者が判明し、返還いたしました。  
ご協力ありがとうございました。

なお、遺失物の規定により、あなたには次の費用等を遺失者に請求する権利があります。

拾得物件の提出、交付及び保管に要した費用 (遺失物法第27条)

報労金 (遺失物法第28条。物件価額の5%から20%までの額 (施設内で拾得された物件については、拾得者と施設占有者にそれぞれこの2分の1))

上記の費用等を請求される場合は、遺失者と話し合いをする必要があるため、あなたの氏名、住所、連絡先をお伝えすることに同意していただく必要がありますので、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

なお、物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができませんのでご注意ください。

- 1 提出 (交付) 日 年 月 日
- 2 拾得物件 ( )
- 3 返還日 年 月 日

◎ お問い合わせ先

警察署会計課

所在地  
電話番号  
受付時間

様

第6号様式 (その4) (第19条関係)

(費用、報労金放棄権かつ氏名等告知同意)

年 月 日  
(受理番号 )

様

県 警察署長

拾得物件返還通知書

あなたから提出 (交付) のあった下記の拾得物件は、遺失者が判明し、返還いたしました。  
ご協力ありがとうございました。

1 提出 (交付) 日 年 月 日

2 拾得物件 ( )

3 返還日 年 月 日

4 遺失者

住所  
氏名  
連絡先

◎ お問い合わせ先

警察署会計課

所在地  
電話番号  
受付時間

様

第6号様式（その5）（第19条関係）

（費用、報労金失乗権かつ氏名等告知同意）

年 月 日  
（受理番号 ）

県 警察署長

様

拾得物件返還通知書

あなたから提出（交付）のあった下記の拾得物件は、遺失者が判明し、返還いたしました。  
ご協力ありがとうございました。

提出（交付）時に、あらかじめ、遺失者への氏名等告知に同意されていることから、返還時に、遺失者に対しあなたの氏名、住所等を告知してまいりますので、ご了承ください。

- 1 提出（交付）日 年 月 日
- 2 拾得物件 ( )
- 3 返還日 年 月 日

◎ お問い合わせ先

警察署会計課

所在地  
電話番号  
受付時間

様

第6号様式（その6）（第19条関係）

（費用、報労金失乗権かつ氏名等告知不同意又は留保）

年 月 日  
（受理番号 ）

県 警察署長

様

拾得物件返還通知書

あなたから提出（交付）のあった下記の拾得物件は、遺失者が判明し、返還いたしました。  
ご協力ありがとうございました。

- 1 提出（交付）日 年 月 日
- 2 拾得物件 ( )
- 3 返還日 年 月 日

◎ お問い合わせ先

警察署会計課

所在地  
電話番号  
受付時間

様

第7号様式 (第19条関係)

年 月 日  
(受理番号 )

様 権利取得通知書 県 警察署長

あなたがこの物件の所有権を取得しました。つきましては、遺失者が判明しなかったため、あなたがこの物件の所有権を取得しました。つきましては、遺失者が判明しなかったため、あなたがお金を返す必要はありません。

- 1 提出(交付)日 年 月 日
- 2 拾得物件 ( )
- 3 引渡し期限日 年 月 日
- 4 引渡し期限日までに受け取らないときはこの物件の所有権を失います。
- 5 引渡し手続を行う場所、取扱時間等

下記「お問合せ先」に同じ  
持参するもの

- (1) 拾得物件預り書及び拾得物件預り書別紙 (拾得物件提出時に交付されている場合)
- (2) 本通知
- (3) 住所、氏名等を確認できる身分証明書 (運転免許証、健康保険の被保険者証等)

※ 代理人が受け取る場合は、上記(1)又は(2)と併せて次のものを持参してください。  
○ 委任状 (拾得物件預り書別紙の下部にある委任状欄を使用することできます。)

○ 代理人の住所、氏名等を確認できる身分証明書 (運転免許証、健康保険の被保険者証等)

◎ お問合せ先 警察署会計課

所在地 電話番号 受付時間

様

第8号様式 (第19条関係)

年 月 日  
(受理番号 )

様 費用請求権通知書 県 警察署長

費用請求権通知書

あなたから提出 (交付) のあつた下記の拾得物件は、遺失者に返還できませんでした。あなたがこの物件の提出、交付又は保管に費用を要した場合には、この物件を受け取る者 (あなたが物件を交付した施設占有者・あなたに物件を交付した拾得者) にこれを請求する権利がありますので通知します。  
ご不明な点は、下記宛てにお問い合わせください。

1 提出(交付)日 年 月 日

2 拾得物件 ( )

◎ お問合せ先 警察署会計課

所在地 電話番号 受付時間

様

第9号様式（第21条関係）

分

帰属調書（保管金）

県

警察署

No.	受理番号	受理年月日	期滿失効年月日	拾得者等所有権	金額	備考
小計						
合計						

上記のとおり相違ありません。  
 県 警察署長

第10号様式（第21条関係）

分

帰属調書（保管物品）

県

警察署

No.	受理番号	受理年月日	期滿失効年月日	拾得者等所有権	物品名	点数	備考
小計							
合計							

上記のとおり相違ありません。  
 県 警察署長

第11号様式 (第22条、第25条関係)

年月		保管金・保管物品出納簿											県 警察署						
日付	受払日付	受理番号	摘要	保管金					現在高	保管物品					残点数	保管委託	庫存	任意提出	
				手元現金		預託				受	払	任意提出	保管委託	庫存					任意提出
				受	払	任意提出	受	払											

令和五年三月一日

第12号様式 (第23条関係)

区分	保管金	保管物品	備考
前年度 (前月) 繰越	円	点	
当年度 (当月) 受入	円	点	
拾得金・拾得物品	円	点	
売却・換価	円	点	
当年度 (当月) 払出	円	点	
返還	円	点	
引渡し	円	点	
売却・換価	円	点	
処分	円	点	
個人情報関連物件廃棄	円	点	
帰属処理	円	点	
司法処分	円	点	
その他	円	点	
翌年度 (翌月) 繰越	円	点	至が月の末日でない場合は翌日繰越高

拾得物件出納計算書 ( 年度)

自 年 月 日 至 年 月 日

県 警察署長

大分県報号外 (警察本部訓令)

第13号様式（第25条関係）

事務引継書

1 保管金		引継時まで		現在高		振出済小切手		備考
前年度未 繰越高	本年度 受入高	払出高	現金	預金	振出済小切手 支払未済高			
円	円	円	円	円	円	円		

2 保管物品		本年度（引継時まで）		現在高		備考	
前年度未 繰越高	本年度 受入高	払出高	保管委託	任意提出	鑑査中		
点	点	点	点	点	点		

上記のとおり引継ぎを終わりました。

年 月 日

県 警察署長

前任者

印

後任者

印

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の様式（この訓令による改正前の大分県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令第2号様式を除く。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。